

タブレット携行可能

特車許可証 運転者が画面表示

国土交通省は2月26日、特殊車両通行許可証について、4月1日からタブレットやノートパソコンなど電子機器による携行を可能とすると発表した。同許可証は通行時に携行が義務付けられており、従来は書面による携行のみが認められていた。通行経路が多岐にわたる場合や、ETC 2・0装着車両の特車通行許可証(特車ゴールド)では、許可証の分量が膨大にな

ることから電子媒体(電子データ)化を望む声があり、要望に応えた形だ。許可証を電子媒体と

してタブレットなどに保存した場合、現地で取り締まりなどで提示を求められた場合、ドライバー自身が機器を操作して走行している通行経路の許可証を表示する必要がある。国交省では速やかな確

認を行うため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるのが望ましいとした。表示画面の視認しやすさから8インチ(20・3cm)以上の機器を推奨している。同許可証の表紙は紙で、経路図は電子媒体というように電子媒体と紙を併用して携行することも可能とした。国交省では全ト協と連携し、啓発用リーフレットの配布やWEBサイトなどを通じ、事業者への周知活動を行っていく。